仕 様 書

1．品　　名　　人権啓発推進事業　自転車買入

2．内　　訳

	品　名	メーカー・規格・寸法	数量	単位	備考
1	自転車	・色：シルバー または ブラック ・フレーム素材：鉄 ・サイズ：全長 1820㎜程度、全幅 575㎜程度 ・タイヤサイズ：26 インチ ・サークルロック（後部車輪に装着、ディンプルキー、鍵は２本 以上納品すること） ・ブレーキ（前輪：ツーピボットキャリパーブレーキ、後輪：ローラ ーブレーキ） ・前かご、荷台、ベル、前ライト付き、ノーマ ルタイヤ、チェーン駆動であること。 ・両立スタンドであること。 ・防犯登録済みであること。防犯登録に必要な一切の費用は 受注者の負担とする。防犯登録名義は「大阪市福島区役所」と すること。 ・一般社団法人自転車協会が発行する BAA マーク制度にお ける自転車安全基準に適合していること。 ・納入時には本市担当者立会いの下で動作確認を行うこと。 ･納入後即使用することができるよう点検整備したうえで納入 すること。 ･組み立てを要するものは組み立てたうえで納入し、後付け可 のものについても確実に取り付けた状態で納入すること。 ・不良品であることが判明した場合には速やかに代替品と交 換すること。なお、交換に要する費用は受注者の負担とする。	2	台	

3．納　　期　　令和８年 12 月 18 日（金）

4．納入場所　　福島区大開１丁目８番１号

大阪市福島区役所１階　職員用駐輪場近辺

５．そ の 他

・品名はあくまで参考とする。

・同等品以上で納品する場合は、比較見積書提出前に福島区役所市民協働課（地域活動支援）までサンプル品（カタログ可）を提示し、了承を得たものに限る。

・本仕様書に疑義があるときは、比較見積書提出前に福島区役所市民協働課（地域活動支援）大野（電話 06-6464-9743）まで問い合わせること。

・契約後の疑義は、すべて本市の解釈とする。

・搬入に際しては細心の注意を払い、建物等損傷を与えないこと。

・大阪市グリーン調達方針に定める基準を満たすこと。

・納入時期については、事前に事業担当と連絡調整を行い、土・日・祝日等の閉庁日を除いた平日の午前９時から午後５時までの間に完了すること

・納品の際は、納品物品の名称及び数量等が確認できる「納品書」を提出すること

・納品時等において建物等へ損傷を与えた場合は、受注者の負担により原状回復を行うこと

・納品に際して発生する廃棄物等の処理は、受注者の責任において行うこと

・納入時における搬入用車両の駐車場所については事業担当の指示に従うこと

・納入時における搬入用車両の駐車について、庁舎内の駐車場を使用する場合は受注者において駐車料金を負担すること。

グリーン配送に係る特記仕様書

1　本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注　「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOx・PM法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

2　本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。

⑴　大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車

⑵　神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車

3　本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。

4　物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ
大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車交通環境対策グループ
電 話：０６－６６１５－７９６５

契約事務の適正化に関する特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の企画総務課（連絡先０６－６４６４－９６２５）に報告しなければならない。

生成AI利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成AIを利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成AI利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成AI利用ガイドライン第1.1版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成AIの利用規定

- 生成AIを利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
 ※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
 https://www.city.osaka.lg.jp/ictsentryakushitsu/page/0000623850.html
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成AIは、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成AIサービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツでAIモデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成AIの利用を禁止する。
- 生成AI機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成AIによる回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成AIを利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成AIを利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。